

別紙

障害を理由とする差別の解消の推進に関する御坊市職員対応要領に係る留意事項

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害のない人に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害のある人の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障害のある人の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害のある人を障害のない人と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害のある人に対する合理的配慮の提供による障害のない人との異なる取扱い、合理的配慮の提供等をするために必要な範囲でプライバシーに配慮しつつ障害のある人に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害のある人を問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害のない人より不利に扱うことであるという点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害のある人に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て、正当な目的の下に行われたものであり、その目的のためにやむを得ないと言える場合である。

正当な理由に相当するかどうかについては、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことがなく、個別の事案ごとに、障害のある人、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等）及び市の事務又は事業の目的、内容及び機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害のある人にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。

第3 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

不当な差別的取扱いに相当するかどうかについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。次に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはいくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意することが必要である。

◆ 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

- (1) 障害を理由に、対応の順序を後回しにする。
- (2) 障害を理由に、講演会やシンポジウム等への出席を拒む。
- (3) 障害のある人が説明してほしいと意思表示しているにもかかわらず、説明を試みることなく付き添い者だけに説明する。

第4 合理的配慮の基本的な考え方

- 1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の具体的場面において、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。

合理的配慮は、市の事務又は事業の目的、内容及び機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害のない人との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的、内容及び機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

- 2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害のある人

が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、さまざまな要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の前向きな対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

なお、合理的配慮の提供に当たっては、障害のある人の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

- 3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示、身振りやサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害のある人が他者とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

これには、障害のある人からの意志表明のみでなく、本人の意思表示が困難な場合には、その家族や介助者など、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

また、意思の表明が困難な障害のある人が、家族や介助者などを伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害のある人が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、適切と思われる配慮を提案するために前向きな対話を働きかけるなど、自主的な取り組みに努めることが望ましい。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担かどうかの判断については、法の趣旨を損なうことがなく、個別の事案ごとに、以下の点を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- (1) 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能面で本質を損なうかどうか）
- (2) 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- (3) 費用・負担の程度
- (4) 財務状況

第6 合理的配慮の具体例

合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものである。次に記載した具体例は、過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、あくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(1) 物理的環境の具体例

- ア 車いす使用者が来庁した際、通路や窓口のスペースの確保やキャスター上げ等の補助をする。
- イ 高い所に置かれたパンフレット等を取って手渡す。
- ウ 点字ブロックの上等に通行の妨げになるものを置かない。

(2) 意思疎通の具体例

- ア 筆談、手話などのコミュニケーション手段を用いる。
- イ 講演会や式典行事の際に、手話通訳や要約筆記などの情報保障があることを案内に明示する。
- ウ 障害のある人の中には、意思疎通が不得意な人もいるので、専門用語や比喩表現などは避け、できるだけ分かりやすい言葉などで伝えて意思を確認する。

(3) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- ア 他人との接触や多人数の中にいる場合、緊張等により発作や不安がある障害のある人に対して、本人に説明の上、施設の状況に応じて別室等を用意する。
- イ 講演会等で舞台上の手話通訳や要約筆記のスクリーンが見やすい座席を確保する。
- ウ 障害のある人が多く来場されることが見込まれる場合、一般の駐車区画を障害者用等駐車区画に変更する。

(4) 障害の特性に応じた配慮

それぞれの障害や疾病の中でも個々の態様はさまざまであり、例えば、視覚障害といっても、見え方の困難さはそれぞれ違い、多様な見えにくさがある。対応に迷った際には、障害のある方にどのようにすべきかを確認するなど、個別の状況に応じた配慮が必要である。